

議第27号

橿原市行政不服審査法施行条例及び橿原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

橿原市行政不服審査法施行条例及び橿原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

橿原市長 森下 豊

(橿原市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 橿原市行政不服審査法施行条例（平成28年橿原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(橿原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 橿原市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年橿原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

理由 工業標準化法の一部改正により、関係条例を整備するもの



## 議第28号

檀原市税条例等の一部改正について

檀原市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市税条例等の一部を改正する条例

(檀原市税条例の一部改正)

第1条 檀原市税条例(昭和31年檀原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第4条の3の2中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第7条の3中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し並びに同条及び第9条の2、第10条(見出しを含む。)並びに附則第10条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第13条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第14条の前の見出し並びに同条及び第14条の2、第15条(見出しを含む。)、第16条並びに附則第18条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(檀原市税条例の一部改正)

第2条 檀原市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

第81条の2を次のように改める。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、環境性能割を課さない。

2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 血液事業の用に供するもの

第81条の8の次に次の1条を加える。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

附則第12条の3の2を削り、附則第12条の3に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の5の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関

する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第12条の3を附則第12条の3の2とし、附則第12条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第12条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第12条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第13条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第13条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規

定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(檀原市税条例の一部改正)

第3条 檀原市税条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第13条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 檀原市税条例等の一部を改正する条例(平成29年檀原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、檀原市税条例第82条第2号アの改正規定中

「(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

を

「(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

に改め、同条例附則第12条の2の次に6条を加える改正規定(同条例附則第12条の7第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第13条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第2号中「平成31年」を「令和元年」に改める。

附則第2条中「31年」を「元年」に改める。

附則第4条中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 榿原市税条例等の一部を改正する条例（平成30年榿原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、榿原市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段

の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第6条中「平成31年9月30日」に」を「令和元年9月30日」に」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年」を「令和2年」に改める。

附則第1条第3号中「平成31年」を「令和元年」に改める。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年」を「令和2年」に改める。

附則第1条第5号中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附則第1条第6号及び第7号中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第1条第8号中「平成34年」を「令和4年」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年」を「令和元年」に改める。

附則第9条中「平成32年」を「令和2年」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第11条中「平成33年」を「令和3年」に、「平成34年」を「令和4年」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条中樫原市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中樫原市税条例第25条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の樫原市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき樫原市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の樫原市税条例第25条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の樫原市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に

関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の檀原市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理由 地方税法等の一部改正により、個人の市民税における単身児童扶養者の非課税措置並びに軽自動車税の種別割のグリーン化特例の整備及び環境性能割の臨時的軽減措置等を行うため、所要の改正を行うもの



## 議第29号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

檀原市長 森下 豊

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(檀原市中央公民館条例の一部改正)

第1条 檀原市中央公民館条例（昭和36年檀原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

### 1 中央公民館使用料

時間別 室別	9:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 21:00
	円	円	円	円	円	円
第1会議室	830	260	520	520	680	680
第2会議室	570	150	360	360	570	570
研修室	830	260	520	520	680	680
講堂	1,510	470	990	990	1,360	1,360
講座室	570	150	360	360	570	570
和室(大)	830	260	520	520	680	680
和室(小)	470	150	310	310	260	260

### 2 中央公民館分館使用料

時間別 室別	9:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 21:00
	円	円	円	円	円	円
第1教養室	570	150	360	360	570	570
第2教養室	570	150	360	360	570	570
和裁室	570	150	360	360	570	570

洋裁室	570	150	360	360	570	570
料理調理室	1,510	470	990	990	1,310	1,310
陶芸室	1,720	570	1,150	1,150	1,670	1,670
生花室	570	150	360	360	570	570
作法室	570	150	360	360	570	570
音楽室	570	150	360	360	570	570
軽運動室	1,720	570	1,150	1,150	1,670	1,670

備考 陶芸室において窯を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき440円を加算して得た額とする。

（檀原市地区公民館条例の一部改正）

第2条 檀原市地区公民館条例（平成17年檀原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第9条関係）

地区公民館利用料金

室別	料金	1時間当たり
実習室		円 1,040
和室		1,040
講堂・大広間・大会議室		1,460
講座室		1,040
その他		1,040

（かしはら万葉ホール条例の一部改正）

第3条 かしはら万葉ホール条例（平成8年檀原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

（単位：円）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日一括	
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
多目的ホール（ロマンピアホール）	20,110	26,810	23,460	46,920	50,270	70,380	
楽屋（各1、2）	2,610	2,610	2,610	5,220	5,220	7,830	
楽屋（各3、4、5、6）	1,360	1,360	1,360	2,720	2,720	4,080	
リハーサル室	3,980	3,980	3,980	7,960	7,960	11,940	
同時通訳室（ロマンピアホール）（各1、2、3、4）	1回（1日を越えることができない）につき1,360円						
展示ギャラリー	13,200	17,600	15,400	30,800	33,000	46,200	
レセプションホール	分割使用①	9,420	12,570	11,000	21,990	23,570	32,990
	分割使用②	18,220	24,300	21,260	42,520	45,560	63,780
同時通訳室（レセプションホール）（各1、2、3、4）	1回（1日を越えることができない）につき1,360円						
パントリー	1回（1日を越えることができない）につき13,200円						
3階会議室	2,610	2,610	2,610	5,220	5,220	7,830	
研修室1	2,610	2,610	2,610	5,220	5,220	7,830	
研修室2	6,600	6,600	6,600	13,200	13,200	19,800	
音楽練習室	3,980	3,980	3,980	7,960	7,960	11,940	
視聴覚室	3,980	3,980	3,980	7,960	7,960	11,940	
特別会議室	6,600	6,600	6,600	13,200	13,200	19,800	
和室	6,600	6,600	6,600	13,200	13,200	19,800	
茶室	5,230	5,230	5,230	10,460	10,460	15,690	
他の会議室等の目的外使用	1時間につき3,140円以内で規則で定める額						

別表第2学生の項中「300円」を「310円」に改める。

（橿原市昆虫館条例の一部改正）

第4条 橿原市昆虫館条例（平成元年橿原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表大人の項中「510円」を「520円」に改める。

（橿原市高齢者大学校条例の一部改正）

第5条 橿原市高齢者大学校条例（平成12年橿原市条例第9号）の一部を次のように改

正する。

第4条中「8,000円」を「8,140円」に改める。

(檀原市立体育館条例の一部改正)

第6条 檀原市立体育館条例(平成17年檀原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表(第6条関係)

##### 1 中央体育館使用料

区分	午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~21:00	椅子その他の器具の使用料は、別に定める。
使用料	2,720円	3,350円	3,350円	
	バドミントンコート 1面620円	バドミントンコート 1面830円	バドミントンコート 1面830円	

##### 2 香久山体育館使用料

区分	午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~21:00
アリーナ	2,720円	3,350円	3,350円
	バドミントンコート 1面620円	バドミントンコート 1面830円	バドミントンコート 1面830円
トレーニング室	1人1回につき 620円・定期券(3月) 11,520円		

##### 3 曾我川緑地体育館使用料

区分	午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~21:00
アリーナ	2,720円	3,350円	3,350円
	バドミントンコート 1面620円	バドミントンコート 1面830円	バドミントンコート 1面830円
武道場	2,090円	2,720円	3,140円
トレーニング室	1人1回につき 620円・定期券(3月) 11,520円		
スポーツスタジオ	1,360円	1,990円	2,610円

##### 4 ひがしたけだドーム使用料

区分	9:00~21:00	照明設備
アリーナ	1時間につき 1,040円	1時間につき410円

備考

- 1 幼稚園の園児、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者がアリーナを使用する場合における使用料は、上表に定める額の2分の1に相当する額（10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 満60歳以上の者がトレーニング室を使用する場合における使用料は、上表の規定にかかわらず、1人1回につき410円、定期券（3月）8,380円とする。
- 3 武道場の半面（床面積の2分の1以下とする。）を使用する場合における使用料は、上表に定める額の2分の1に相当する額（10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 4 開館時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該施設の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。

（檀原市万葉の丘スポーツ広場条例の一部改正）

第7条 檀原市万葉の丘スポーツ広場条例（平成17年檀原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「620円」に、「720円」を「730円」に、「300円」を「310円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「4,110円」を「4,190円」に改める。

（檀原市まちなみ交流センター条例の一部改正）

第8条 檀原市まちなみ交流センター条例（平成6年檀原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「2,570円」を「2,610円」に改め、同項第2号中「1,540円」を「1,560円」に改め、同項第3号中「510円」を「520円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

		時間	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	超過料金1時間に つき
施設						
今井まちなみ交流センター	講堂		3,350円	5,230円	6,600円	1,350円

	会議室	1,350円	1,980円	2,610円	620円
今井まちづくりセンター	集会室及び和室	910円	1,520円	1,220円	300円
今井まちや館	和室	1,520円	2,540円	2,030円	500円

(檀原市八木札の辻交流館条例の一部改正)

第9条 檀原市八木札の辻交流館条例(平成24年檀原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表2階8畳間の項中「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改め、同表2階6畳間の項中「240円」を「250円」に改める。

(檀原市福祉センター条例の一部改正)

第10条 檀原市福祉センター条例(平成24年檀原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「310円」に、「3,000円」を「3,100円」に改める。

別表第2中「1,440円」を「1,460円」に改める。

(おおくぼまちづくり館条例の一部改正)

第11条 おおくぼまちづくり館条例(平成13年檀原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

使用料

区分	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	超過時間1時間につき
会議室1	4,810円	5,970円	7,220円	1,570円
会議室2	1,780円	1,990円	2,410円	830円

(檀原市立飛騨体育館条例の一部改正)

第12条 檀原市立飛騨体育館条例(昭和56年檀原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「檀原市使用料条例(昭和46年檀原市条例第19号)に定めるところにより」を削る。

(檀原市休日夜間応急診療所条例の一部改正)

第13条 榿原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年榿原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号を次のように改める。

(2) 手数料

ア 診断書 1通につき1,360円

イ その他証明書 1通につき5,020円以内で市長が定める額

(榿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第14条 榿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成13年榿原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「46円」を「47円」に、「21円」を「22円」に、「51円」を「52円」に、「103円」を「105円」に、「133円」を「136円」に、「206円」を「210円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「756円」を「770円」に、「324円」を「330円」に、「1,188円」を「1,210円」に、「216円」を「220円」に改める。

別表第3中「3,080円」を「3,140円」に改める。

(榿原市リサイクルプラザ条例の一部改正)

第15条 榿原市リサイクルプラザ条例（平成12年榿原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条・第7条関係）

施設名	時間帯		備考
	9:00~12:00	12:00~17:00	
会議室1	1,250円	1,880円	
会議室2	2,410円	3,560円	
研修室A	2,930円	4,290円	
研修室B	1,570円	2,300円	
ガラス工房室	2,410円	3,560円	
ガラス工房研修室	1,250円	1,880円	
紙すき等工房室	2,410円	3,560円	全面
紙すき等工房室	620円	940円	1面

(檀原市墓園条例の一部改正)

第16条 檀原市墓園条例(昭和62年檀原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「30,850円」を「31,420円」に改める。

第26条第1項第1号中「102,840円」を「104,760円」に改め、同項第2号中「51,420円」を「52,380円」に改め、同条第2項第1号中「72,000円」を「73,330円」に改め、同項第2号中「51,420円」を「52,380円」に改める。

別表第1管理料の項中「5,140円」を「5,230円」に改め、同表手数料の項中「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

(檀原市斎場条例の一部改正)

第17条 檀原市斎場条例(平成17年檀原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第8条関係)

区分		単位	使用料		
			市内	市外	
火葬場	火葬炉	大人(12歳以上)	1体につき	円 10,000	円 60,000
		小人(12歳未満)	1体につき	6,000	24,000
		4ヶ月以上の胎児	1体につき	2,000	8,000
		汚物等(収骨を必要としない場合)	4kgまで	800	3,200
			4kgを超え1kg増すごとに	200	800
		汚物等(収骨を必要とする場合)		10,000	40,000
		小動物(犬猫等)	10kgまで	2,090	8,360
	10kgを超え5kg増すごとに		1,040	4,160	
	霊安室	24時間まで	2,090	8,360	
		24時間を超え1時間増すごとに	100	400	
葬祭式場	葬祭場	通夜から告別式まで	88,000	264,000	
		通夜のみ	71,550	214,650	

	告別式のみ	55,000	165,000
家族葬祭場	9:00~12:00	3,140	9,420
	13:00~16:00	3,140	9,420
	17:00~21:00	4,190	12,570
待合室	9:00~12:00	1,570	4,710
	13:00~16:00	1,570	4,710
	17:00~21:00	2,090	6,270

(橿原市自転車駐車場条例の一部改正)

第18条 橿原市自転車駐車場条例(昭和57年橿原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第4条関係)

第2条に規定する自転車駐車場	区分		一時使用料 (1日1回につき)	定期使用料 (1月当たり)
第2条の2に規定する自転車駐車場	自転車	一般	150円	2,300円
		学生	130円	2,090円
	原動機付自転車及び自動二輪車		250円	3,140円
	歩行補助車及び車いす		100円	
第2条の2に規定する自転車駐車場	自転車	一般	100円	1,570円
		学生	90円	1,460円
	原動機付自転車及び自動二輪車		220円	2,820円
	歩行補助車及び車いす		100円	

(橿原市駐車場条例の一部改正)

第19条 橿原市駐車場条例(昭和57年橿原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1のうち一時使用料の表中「1,950円」を「1,990円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「1,330円」を「1,360円」に、「510円」を「520円」に改め、別表第1のうち定期使用料の表中「16,450円」を

「16,760円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「7,560円」を「7,700円」に改める。

別表第2中「2,570円」を「2,610円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「510円」を「520円」に改める。

(檀原市コンベンションルーム条例の一部改正)

第20条 檀原市コンベンションルーム条例(平成29年檀原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第8条関係)

時間区分		午前	午後	夜間	時間外使用
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	1時間当たり
会議室	全面使用	6,720円	8,960円	7,840円	2,240円
	分割使用	4,270円	5,700円	4,990円	1,420円
控え室1		1日当たり610円			
控え室2		1日当たり610円			
パントリー		1日当たり1,010円			
クローク		1日当たり300円			

(檀原市準用河川管理条例の一部改正)

第21条 檀原市準用河川管理条例(平成12年檀原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表のうち土石採取料の表中「290円」を「300円」に、「630円」を「650円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「5,840円」を「5,950円」に改める。

(檀原市公園条例の一部改正)

第22条 檀原市公園条例(平成17年檀原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第15条関係)

都市公園名		有料施設等の種類及び使用料						
檀原運動公園	檀原市総合プール	普通使用	区分		使用料			
					1回利用券 (個人)	1回利用券 (団体)	回数券 (5回分)	
			中学生以上	1,150円	左欄に掲げる額の 10パーセントを 減じた額とする。		5,500円	
			小学生以下	620円			2,980円	
		備考						
		1 使用できる施設は、競技用プール（50メートル及び25メートルプール並びにその附帯施設をいう。）を除く施設とする。ただし、25メートルプールの専用使用のない場合は、これを含めた施設とする。						
		2 3歳児未満は、無料とする。						
		3 団体とは、20人以上をいう。						
		4 回数券の有効期限は、当該回数券を発行した年度の檀原市総合プールの開場期間内に限る。						
		5 計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。						
檀原運動公園	檀原市総合プール	専用使用	区分		使用料			
					入場料を徴しない場合		入場料を徴する場合	
			50メートルプール	午前	9:00～ 12:00	39,600円	左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。	
				午後	13:00～ 17:00	52,800円		
				全日	9:00～ 17:00	105,600円		
			25メートルプール	午前	9:00～ 12:00	13,200円		
				午後	13:00～ 17:00	17,600円		
				全日	9:00～ 17:00	35,200円		
			備考					
			1 50メートルプールについては、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）単位での使用ができるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。					
2 50メートルプールについては、コース単位に分割して使用できるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。								
3 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満た								

				ないときは、1時間とみなす。)につき、当該施設の使用料の1時間相当額とする。 4 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。			
				午前	午後	夜間	備考 1 本市に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。 2 この表の午前の部の使用については、午後1時まで延長することができる。 この場合の使用料は、当該午前の部の使用料の額に、当該使用料の1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)相当額を加算して得た額とする。 3 硬式野球場、多目的グラウンド(東)及び(西)並びにテニスコートBについて、使用時間を午後7時までとする期間における午後5時から午後7時までに係る使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)に
				9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:00~ 21:00	
軟式野球場				3,770円	5,020円	6,280円	
ソフトボール場				2,510円	3,350円	4,190円	
テニスコート(A)				1面1時間につき730円			
屋根付運動場				1時間につき1,570円			
				午前	午後	全日	
				9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	
硬式野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	高校生以下	入場料を徴しない場合	4,080円	5,440円	10,890円	
			入場料を徴する場合	7,850円	10,470円	20,950円	
	一般(大学生を含む。)	入場料を徴しない場合	5,340円	7,120円	14,240円		
		入場料を徴する場合	15,710円	20,950円	41,900円		
	アマチュアスポーツ以外の用途に利用する場合	入場料を徴しない場合	21,050円	28,070円	56,150円		
		入場料を徴する場合	42,110円	56,150円	112,300円		
多目的グラウンド(東)				土曜日及び休日	1面1時間につき6,600円		
多目的グラウンド(西)				上記以外の日	1面1時間につき5,500円		
テニスコート(B)				1面1時間につき730円			

		<p>つき、当該午後 の部の使用料の 1時間相当額 (多目的グラウ ンド(東)及び (西)並びにテ ニスコートBに ついては、1時 間当たりの使用 料の額)とす る。</p> <p>4 使用時間を延 長した場合の使 用料は、1時間 (1時間に満た ないときは、1 時間とみな す。)につき、 当該施設の使用 料の1時間相当 額中の最高額 の範囲内におい て、市長が別に 定める額とす る。</p> <p>5 多目的グラウ ンド(東)及び (西)につい ては、半面単位 に分割して使用 できるものとし 、この場合の使 用料は、規定使 用料の分割相当 額とする。</p> <p>6 前各項の規定 により計算した 額に10円未満 の端数がある場 合は、これを切 り捨てるものと する。</p>
軟式野球場照明設備		1時間につき4,400円

ソフトボール場照明設備		1時間につき2,200円	
テニスコート(A)照明設備		1面1時間につき410円	
屋根付運動場照明設備		1時間につき410円	
硬式野球場スコアボード		1回1,570円	
硬式野球場放送設備		1回1,570円	
ロッカー	運動公園大更衣室のもの	1ヶ所200円	
	上記以外のもの	1ヶ所100円	
シャワー		1回100円	
曾我川緑地	公園施設	テニスコート	1面1時間につき730円
新沢千塚古墳	附属設備	ロッカー	1ヶ所100円
群公園		シャワー	1回200円

(檀原市新沢千塚公園拠点施設条例の一部改正)

第23条 檀原市新沢千塚公園拠点施設条例(平成27年檀原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条、第7条関係)

1 浴場、温浴施設及びトレーニングルームの使用料(1人1回当たり)

区分	対象者及び使用料			
浴場のみ使用するとき	一般(中学生以上)	市内学生及び市内高齢者	小学生	就学前児童
	500円	250円	200円	100円
浴場と併せて使用するとき	一般(高校生以上)		市内学生(高校生以上)及び市内高齢者	
	温浴施設	810円	560円	
	トレーニングルーム	810円	560円	
	温浴施設、トレーニングルーム	1,010円	760円	

備考

- 回数券(11回綴り)の金額は、上記の使用料に10を乗じて得た額とする。
- 前項の回数券の有効期間は、その発行の日から起算して3ヶ月とする。

3 この表及び次の表において、市内学生とは、市内に居住し、又は通学する中学生以上の学生をいう。

4 この表及び次の表において、市内高齢者とは、市内に居住する70歳以上の者をいう。

## 2 定期券の金額

区分	一般（高校生以上）		市内学生（高校生以上）及び市内高齢者	
	1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	3ヶ月
浴場と併せて使用するとき				
温浴施設	4,880円	12,420円	3,360円	8,550円
トレーニングルーム	4,880円	12,420円	3,360円	8,550円
温浴施設、トレーニングルーム	6,110円	15,580円	4,580円	11,610円

## 3 教室及び備品の使用料

区分	使用料	
教室1（地下階洋室）	1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき	500円
教室2（地下階和室）		500円
教室3（1階）		810円
ダンス教室（1階）		1,010円
カラオケ機器		710円
将棋盤又は囲碁盤	1回につき	100円
更衣ロッカー（浴場、温浴施設及びトレーニングルームを使用するときを除く。）		100円

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は公布の日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の各条例（以下「旧条例」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料（入館料、管理料、土石採取料等を含む。）又は旧条例の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定による使用料

の額を超えない範囲内において、行うことができる。

理由 消費税率及び地方消費税率の改定により、関係条例を整備するもの

議第30号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減の見直しが行われたため、軽減判定所得の基準額について改正を行うもの



## 議第31号

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年檀原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第14条第1項中「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第3項中「保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理由 災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正により、災害援護資金の貸付けの利率等について所要の改正を行うもの



## 議第32号

榑原市介護保険条例の一部改正について

榑原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

榑原市長 森下 豊

榑原市介護保険条例の一部を改正する条例

榑原市介護保険条例（平成12年榑原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「24,419円」を「20,349円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,349円」とあるのは、「29,846円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,349円」とあるのは、「39,342円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の榑原市介護保険条例第3条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理由 消費税増税に伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの低所得者層の介護保険料の軽減強化を行うため、所要の改正を行うもの



議第33号

檀原市公園条例の一部改正について

檀原市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市公園条例の一部を改正する条例

(檀原市公園条例の一部改正)

第1条 檀原市公園条例（平成17年檀原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表檀原運動公園の部及び曾我川緑地の部を次のように改める。

檀原運動公園	檀原市総合プール	午前9時30分から午後4時30分まで (ただし、専用使用については、午前9時から午後5時まで)	1月1日から7月の第2土曜日の前日まで及び9月1日（同日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）から12月31日まで
	軟式野球場	午前9時から午後9時まで	月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで
	ソフトボール場		
	テニスコート（A）		
	屋根付運動場		
	硬式野球場	午前9時から午後5時まで (ただし、6月15日から8月15日までの期間については、午前9時から午後7時まで)	
	多目的グラウンド		
	テニスコート（B）		
	軟式野球場照明設備	午前9時から午後9時まで	
	ソフトボール場照明設備		
	テニスコート（A）照明設備		
	屋根付運動場照明設備		
	硬式野球場スコアボード	午前9時から午後5時まで (ただし、6月15日から8月15日までの期間については、午前9時から午後7時まで)	
	硬式野球場放送設備		

ロッカー	<p>樫原市総合プールに附属するもの 午前9時30分から午後4時30分まで</p>	<p>樫原市総合プールに附属するもの 1月1日から7月の第2土曜日の前日まで及び9月1日（同日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）から12月31日まで</p>	
	<p>運動公園大更衣室のもの 午前9時から午後9時まで</p>	<p>運動公園大更衣室のもの 月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで。ただし、樫原市総合プール開園期間中については無休とする。</p>	
	<p>上記以外のもの 午前9時から午後9時まで</p>	<p>上記以外のもの 月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで</p>	
シャワー	午前9時から午後9時まで	月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで	
曾我川緑地	テニスコート	<p>午前9時から午後5時までとする。 ただし、6月15日から8月15日までの期間（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）については、午前9時から午後7時まで</p>	<p>月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで</p>

別表樫原運動公園の部を次のように改める。

樫原運動公園	樫原市総合プール	1 普通使用				
		区分	使用料			
			1回利用券 (個人)	1回利用券 (団体)	回数券 (5回分)	
		中学生以上	1, 130円	左欄に掲げる額の10パーセントを減じた額とする。	5, 400円	
小学生以下	610円	2, 930円				

備考
<p>1 使用できる施設は、競技用プール（50メートル及び25メートルプール並びにその附帯施設をいう。）を除く施設とする。ただし、25メートルプールの専用使用のない場合は、これを含めた施設とする。</p> <p>2 3歳児未満は、無料とする。</p> <p>3 団体とは、20人以上をいう。</p> <p>4 回数券の有効期限は、当該回数券を発行した年度の橿原市総合プールの開場期間内に限る。</p> <p>5 計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

2 専用使用

区分			使用料	
			入場料を徴しない場合	入場料を徴する場合
50メートルプール	午前	9:00～ 12:00	38,880円	左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。
	午後	13:00～ 17:00	51,840円	
	全日	9:00～ 17:00	103,680円	
25メートルプール	午前	9:00～ 12:00	12,960円	
	午後	13:00～ 17:00	17,280円	
	全日	9:00～ 17:00	34,560円	

備考
<p>1 50メートルプールについては、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）単位での使用ができるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>2 50メートルプールについては、コース単位に分割して使用できるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>3 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該施設の使用料の1時間相当額とする。</p> <p>4 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

	午前	午後	夜間	備考
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
軟式野球場	3,700円	4,930円	6,170円	1 本市に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、この表

ソフトボール場				2,460円	3,290円	4,110円
テニスコート (A)				1面1時間につき720円		
屋根付運動場				1時間につき1,540円		
				午前	午後	全日
				9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00
硬式野球 場	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	高校生 以下	入場料を徴 しない場合	4,010円	5,340円	10,680円
			入場料を徴 する場合	7,710円	10,280円	20,560円
		一般 (大学 生を含 む。)	入場料を徴 しない場合	5,240円	6,990円	13,980円
	アマチュアスポ ーツ以外の用途 に利用する場合	入場料を徴 しない場合	20,670円	27,560円	55,120円	
		入場料を徴 する場合	41,340円	55,130円	110,260円	
	多目的グラウンド				4,930円	6,580円
テニスコート (B)				1面1時間につき720円		

に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。

2 この表の午前の部の使用については、午後1時まで延長することができる。この場合の使用料は、当該午前の部の使用料の額に、当該使用料の1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）相当額を加算して得た額とする。

3 硬式野球場、多目的グラウンド及びテニスコートBについて、使用時間を午後7時までとする期間における午後5時から午後7時までに係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該午後の部の使用料の1時間相当額とする。

4 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、

		当該施設の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。 5 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
軟式野球場照明設備		1時間につき4,320円
ソフトボール場照明設備		1時間につき2,160円
テニスコート(A)照明設備		1面1時間につき410円
屋根付運動場照明設備		1時間につき410円
硬式野球場スコアボード		1回1,540円
硬式野球場放送設備		1回1,540円
ロッカー	運動公園大更衣室のもの	1ヶ所200円
	上記以外のもの	1ヶ所100円
シャワー		1回100円

(檀原市公園条例の一部改正)

第2条 檀原市公園条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表檀原運動公園の部を次のように改める。

檀原運動公園	公園施設	檀原市総合プール
		軟式野球場
		ソフトボール場
		テニスコート(A)
		屋根付運動場
		硬式野球場
		多目的グラウンド(東)

		多目的グラウンド (西)
		テニスコート (B)
	附属設備	軟式野球場照明設備
		ソフトボール場照明設備
		テニスコート (A) 照明設備
		屋根付運動場照明設備
		硬式野球場スコアボード
		硬式野球場放送設備
		ロッカー
		シャワー

第9条第1項の表榎原運動公園の部を次のように改める。

榎原運動公園	榎原市総合プール	午前9時30分から午後4時30分まで (ただし、専用使用については、午前9時から午後5時まで)	1月1日から7月の第2土曜日の前日まで及び9月1日(同日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日)から12月31日まで
	軟式野球場	午前9時から午後9時まで	月曜日(月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで
	ソフトボール場		
	テニスコート (A)		
	屋根付運動場		
	硬式野球場	午前9時から午後5時まで (ただし、6月15日から8月15日までの期間については、午前9時から午後7時まで)	
	多目的グラウンド (東)		
	多目的グラウンド (西)		
	テニスコート (B)		
	軟式野球場照明設備	午前9時から午後9時まで	
	ソフトボール場照明設備		
	テニスコート (A) 照明設備		
	屋根付運動場照明設備		

硬式野球場スコアボード	午前9時から午後5時まで (ただし、6月15日から 8月15日までの期間につ いては、午前9時から午後 7時まで)	
硬式野球場放送設備		
ロッカー	橿原市総合プールに附属す るもの 午前9時30分から午後4 時30分まで	橿原市総合プールに附属するもの 1月1日から7月の第2土曜日の前 日まで及び9月1日(同日が土曜日 又は日曜日に当たる場合は、その日 以後で最も近い休日でない日)から 12月31日まで
	運動公園大更衣室のもの 午前9時から午後9時まで	運動公園大更衣室のもの 月曜日(月曜日が休日に当たる場合 は、その日以後で最も近い休日でない 日)並びに1月1日から同月4日 まで及び12月27日から同月31 日まで。ただし、橿原市総合プール 開園期間中については無休とする。
	上記以外のもの 午前9時から午後9時まで	上記以外のもの 月曜日(月曜日が休日に当たる場合 は、その日以後で最も近い休日でない 日)並びに1月1日から同月4日 まで及び12月27日から同月31 日まで
シャワー	午前9時から午後9時まで	月曜日(月曜日が休日に当たる場合 は、その日以後で最も近い休日でない 日)並びに1月1日から同月4日 まで及び12月27日から同月31 日まで

別表橿原運動公園の部を次のように改める。

橿原運動公園	橿原市総合プール	1 普通使用			
		区分	使用料		回数券 (5回分)
			1回利用券 (個人)	1回利用券 (団体)	
		中学生以上	1,130円	左欄に掲げる額の10 パーセントを減じた額	5,400円
小学生以下	610円	とする。	2,930円		

備考
<p>1 使用できる施設は、競技用プール（50メートル及び25メートルプール並びにその附帯施設をいう。）を除く施設とする。ただし、25メートルプールの専用使用のない場合は、これを含めた施設とする。</p> <p>2 3歳児未満は、無料とする。</p> <p>3 団体とは、20人以上をいう。</p> <p>4 回数券の有効期限は、当該回数券を発行した年度の橿原市総合プールの開場期間内に限る。</p> <p>5 計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

2 専用使用

区分			使用料	
			入場料を徴しない場合	入場料を徴する場合
50メートルプール	午前	9:00～ 12:00	38,880円	左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。
	午後	13:00～ 17:00	51,840円	
	全日	9:00～ 17:00	103,680円	
25メートルプール	午前	9:00～ 12:00	12,960円	
	午後	13:00～ 17:00	17,280円	
	全日	9:00～ 17:00	34,560円	

備考
<p>1 50メートルプールについては、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）単位での使用ができるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>2 50メートルプールについては、コース単位に分割して使用できるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>3 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該施設の使用料の1時間相当額とする。</p> <p>4 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

	午前	午後	夜間	備考
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
軟式野球場	3,700円	4,930円	6,170円	1 本市に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、この表

ソフトボール場				2,460円	3,290円	4,110円
テニスコート (A)				1面1時間につき720円		
屋根付運動場				1時間につき1,540円		
				午前	午後	全日
				9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00
硬式野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	高校生以下	入場料を徴しない場合	4,010円	5,340円	10,680円
			入場料を徴する場合	7,710円	10,280円	20,560円
		一般(大学を含む。)	入場料を徴しない場合	5,240円	6,990円	13,980円
	アマチュアスポーツ以外の用途に利用する場合		入場料を徴しない場合	20,670円	27,560円	55,120円
			入場料を徴する場合	41,340円	55,130円	110,260円
	多目的グラウンド (東)				土曜日及び休日	1面1時間につき6,480円
多目的グラウンド (西)				上記以外の日	1面1時間につき5,400円	
テニスコート (B)				1面1時間につき720円		

に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。

2 この表の午前の部の使用については、午後1時まで延長することができる。この場合の使用料は、当該午前の部の使用料の額に、当該使用料の1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)相当額を加算して得た額とする。

3 硬式野球場、多目的グラウンド(東)及び(西)並びにテニスコートBについて、使用時間を午後7時までとする期間における午後5時から午後7までに係る使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該午後の部の使用料の1時間相当額(多目的グラウンド(東)及び(西)並びにテニスコートBについては、1時間当たりの使用

		<p>料の額) とする。</p> <p>4 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該施設の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。</p> <p>5 多目的グラウンド（東）及び（西）については、半面単位に分割して使用できるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>6 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
軟式野球場照明設備		1時間につき4,320円
ソフトボール場照明設備		1時間につき2,160円
テニスコート（A）照明設備		1面1時間につき410円
屋根付運動場照明設備		1時間につき410円
硬式野球場スコアボード		1回1,540円
硬式野球場放送設備		1回1,540円
ロッカー	運動公園大更衣室のもの	1ヶ所200円

	上記以外のもの	1ヶ所100円
	シャワー	1回100円

(檀原市公園条例の一部改正)

第3条 檀原市公園条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表檀原運動公園の部を次のように改める。

檀原運動公園	公園施設	檀原市総合プール
		軟式野球場
		ソフトボール場
		テニスコート (A)
		屋根付運動場
		硬式野球場
		多目的グラウンド (東)
		多目的グラウンド (西)
		テニスコート (B)
	附属設備	軟式野球場照明設備
		ソフトボール場照明設備
		テニスコート (A) 照明設備
		屋根付運動場照明設備
		多目的グラウンド (東) 照明設備
		多目的グラウンド (西) 照明設備
		硬式野球場スコアボード
		硬式野球場放送設備
		ロッカー
		シャワー

第9条第1項の表檀原運動公園の部を次のように改める。

檀原運動公園	檀原市総合プール	午前9時30分から午後4時30分まで (ただし、専用使用については、午前9時から午後5	1月1日から7月の第2土曜日の前日まで及び9月1日(同日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日)から
--------	----------	--	--

	時まで)	12月31日まで
軟式野球場	午前9時から午後9時まで	月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで
ソフトボール場		
テニスコート（A）		
屋根付運動場		
多目的グラウンド（東）		
多目的グラウンド（西）		
硬式野球場	午前9時から午後5時まで （ただし、6月15日から8月15日までの期間については、午前9時から午後7時まで）	
テニスコート（B）		
軟式野球場照明設備	午前9時から午後9時まで	
ソフトボール場照明設備		
テニスコート（A）照明設備		
屋根付運動場照明設備		
多目的グラウンド（東）照明設備		
多目的グラウンド（西）照明設備		
硬式野球場スコアボード	午前9時から午後5時まで （ただし、6月15日から8月15日までの期間については、午前9時から午後7時まで）	
硬式野球場放送設備		
ロッカー	<p>樺原市総合プールに附属するもの 午前9時30分から午後4時30分まで</p> <p>運動公園大更衣室のもの 午前9時から午後9時まで</p>	<p>樺原市総合プールに附属するもの 1月1日から7月の第2土曜日の前日まで及び9月1日（同日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）から12月31日まで</p> <p>運動公園大更衣室のもの 月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日</p>

		まで及び12月27日から同月31日まで。ただし、橿原市総合プール開園期間中については無休とする。
	上記以外のもの 午前9時から午後9時まで	上記以外のもの 月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで
	シャワー	午前9時から午後9時まで 月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで

別表を次のように改める。

都市公園名	有料施設等の種類及び使用料					
橿原運動公園	橿原市総合プール	普通使用	区分	使用料		
				1回利用券 (個人)	1回利用券 (団体)	回数券 (5回分)
			中学生以上	1,150円	左欄に掲げる額の10パーセントを減じた額とする。	5,500円
			小学生以下	620円		2,980円
		備考				
<p>1 使用できる施設は、競技用プール（50メートル及び25メートルプール並びにその附帯施設をいう。）を除く施設とする。ただし、25メートルプールの専用使用のない場合は、これを含めた施設とする。</p> <p>2 3歳児未満は、無料とする。</p> <p>3 団体とは、20人以上をいう。</p> <p>4 回数券の有効期限は、当該回数券を発行した年度の橿原市総合プールの開場期間内に限る。</p> <p>5 計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>						
		専用使用	区分		使用料	
					入場料を徴しない場合	
					入場料を徴する場合	
		50メートルプール	午前	9:00～ 12:00	39,600円	
			午後	13:00～ 17:00	52,800円	
					左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。	

				全日	9:00～ 17:00	105,600円	
			25メートルプール	午前	9:00～ 12:00	13,200円	
				午後	13:00～ 17:00	17,600円	
				全日	9:00～ 17:00	35,200円	
<p>備考</p> <p>1 50メートルプールについては、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）単位での使用ができるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>2 50メートルプールについては、コース単位に分割して使用できるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>3 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該施設の使用料の1時間相当額とする。</p> <p>4 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>							
				午前	午後	夜間	備考
				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	<p>1 本市に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。</p> <p>2 この表の午前の部の使用については、午後1時まで延長することができる。この場合の使用料は、当該午前の部の使用料の額に、当該使用料の1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）相</p>
			軟式野球場	3,770円	5,020円	6,280円	
			ソフトボール場	2,510円	3,350円	4,190円	
			テニスコート (A)	1面1時間につき730円			
			屋根付運動場	1時間につき1,570円			
			多目的グラウンド (東)	土曜日及び休日	1面1時間につき6,600円		
			多目的グラウンド (西)	上記以外の日	1面1時間につき5,500円		
				午前	午後	全日	
				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00	
硬式野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	高校生以下	入場料を徴しない場合	4,080円	5,440円	10,890円	
			入場料を徴する場合	7,850円	10,470円	20,950円	

	一般 (大学 生を含 む。)	入場料を 徴しない 場合	5,340円	7,120円	14,240円
		入場料を 徴する場 合	15,710円	20,950円	41,900円
	アマチュアスポ ーツ以外の用途 に利用する場合	入場料を 徴しない 場合	21,050円	28,070円	56,150円
		入場料を 徴する場 合	42,110円	56,150円	112,300円
テニスコート (B)			1面1時間につき730円		

当額を加算して  
得た額とする。

3 硬式野球場及  
びテニスコート  
Bについて、使  
用時間を午後7  
時までとする期  
間における午後  
5時から午後7  
時までに係る使  
用料は、1時間  
(1時間に満た  
ないときは、1  
時間とみな  
す。)につき、  
当該午後の部の  
使用料の1時間  
相当額 (テニス  
コートBについ  
ては、1時間当  
たりの使用料の  
額) とする。

4 使用時間を延  
長した場合の使  
用料は、1時間  
(1時間に満た  
ないときは、1  
時間とみな  
す。)につき、  
当該施設の使用  
料の1時間相当  
額の中の最高額  
の範囲内におい  
て、市長が別に  
定める額とす  
る。

5 多目的グラウ  
ンド (東) 及び  
(西) について  
は、半面単位に  
分割して使用で  
きるものとし、  
この場合の使用

		<p>料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>6 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
軟式野球場照明設備	1時間につき4,400円	<p>備考</p> <p>1 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該設備の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。</p> <p>2 多目的グラウンド（東）照明設備及び（西）照明設備については、半面単位に分割して使用できるものとし、この場合の使用料は、規定使用料の分割相当額とする。</p> <p>3 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
ソフトボール場照明設備	1時間につき2,200円	
テニスコート（A）照明設備	1面1時間につき410円	
屋根付運動場照明設備	1時間につき410円	
多目的グラウンド（東）照明設備	1面1時間につき4,400円	
多目的グラウンド（西）照明設備		

	硬式野球場スコアボード		1回1,570円
	硬式野球場放送設備		1回1,570円
	ロッカー	運動公園大更衣室のもの	1ヶ所200円
		上記以外のもの	1ヶ所100円
	シャワー		1回100円
曾我川緑地	公園施設	テニスコート	1面1時間につき730円
新沢千塚古墳	附属設備	ロッカー	1ヶ所100円
群公園		シャワー	1回200円

### 附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和元年7月1日（以下「第1条施行日」という。）から、第2条の規定は同年7月29日から、第3条の規定は規則で定める日から施行する。

2 第1条施行日から市長が別に規則で定める日までの間に檀原運動公園を利用した者に対する第1条の規定による改正後の檀原市公園条例別表の規定の適用については、同表中

「

ロッカー	運動公園大更衣室のもの	1ヶ所200円
	上記以外のもの	1ヶ所100円

」

とあるのは、

「

ロッカー	運動公園大更衣室のもの	1ヶ所100円
	上記以外のもの	1ヶ所100円

」

と読み替える。

理由 檀原運動公園多目的グラウンドの人工芝化に伴う増設及び照明設備の新設等により使用料の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの